

	<p>(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 口座振込 青森銀行 本店営業部 普通 1092040 一般社団法人 青森県猟友会 会長 橋本幸雄(ハシモト ユキオ)</p>	<p>(書類提出先) 〒030-0802 青森市本町5丁目5-21 青森県農業共済会館2F 一般社団法人 青森県猟友会 電話・FAX 017(773)3920</p>	<p>(受付期間) 10月1日より開始。 10月19日までに申請書が到着し ない場合は11月1日までに登録証 交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等) 返送料不要(宅急便 着払)</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
青森県	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカは、11月1日～3月31日。 対象地域は、全県。 ●カモ猟は、11月1日～1月31日。 ●オスキジ、オスヤマドリは、11月15日～1月15日。</p>				
<p>(備考) ●申請方法については、青森県専用の「狩猟者登録申請書」に記載していただく必要があるため、事前に申請用紙の交付(青森県猟友会から)を受け、必要事項を記載等のうえ書類を提出してください。 ●狩猟者登録証の返納は、一般社団法人青森県猟友会へ送付してください。(書類提出先を参照)</p>					

	<p>(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 口座振込 岩手銀行 県庁支店 普通 0021021 公益社団法人 岩手県猟友会</p>	<p>(書類提出先) 〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル605 号 公益社団法人 岩手県猟友会 電話019(622)2358 FAX019(681)1935</p>	<p>(受付期間) 9月13日から狩猟期間内(土日祝 除く)。 10月4日までに申請書が到着しな い場合は11月1日までに登録証の 交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等) 返送料不要(宅配便 着払)</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
<p>岩 手 県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月末日まで狩猟期間延長。 ●ツキノワグマは、11月1日～2月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、県内全域。</p>				
<p>(備考) ●第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載すること。 ●お願い 公益社団法人岩手県猟友会では、県内狩猟者に対して、狩猟事故の撲滅を図るための一手段として、狩猟期前に射撃訓練を行い、狩猟者登録申請書にその射撃証明書を添付することとしております。つきましては、県外から入猟される狩猟者におきましても、この趣旨を何卒ご理解のうえ、それぞれ射撃訓練をされたのち、狩猟者登録申請書に当該年度の射撃証明書を添付のうえ申請されるようご協力をお願いします。なお、射撃証明書(スコアカード等)については、登録証交付時に返却いたします。詳細は岩手県猟友会にお問い合わせ下さい。</p>					

宮城県	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は口座振込 七十七銀行 県庁支店普通 0120286 一般社団法人 宮城県猟友会	(書類提出先) 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎内 一般社団法人 宮城県猟友会 電話022(276)2481 FAX022(276)2538	(受付期間) 10月1日から開始。10月18日までに申請書が到着しないときは初猟日までに登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 返送料不要(宅急便着払)	(内訳書) 様式C
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカは、一部地域で11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。 ●イノシシは、一部地域で11月15日～3月末日まで狩猟期間延長。(但し、わな猟および止めさしのみ)				
	(備考) ●お願い 宮城県では、狩猟事故発生防止のため、狩猟期前に射撃訓練を行うようお願いしています。御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。				

秋田県	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は口座振込 秋田銀行 県庁支店 普通 378127 一般社団法人 秋田県猟友会	(書類提出先) 秋田市川尻町字大川反170番地169 森林環境会館3階 一般社団法人 秋田県猟友会 電話018(883)1607 FAX018(853)6056	(受付期間) 10月1日から開始。10月17日までに申請書が到着しないときは初猟日(カモ猟 11月1日)までに登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 返送料不要(料金着払)	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●カモ猟は、11月1日～1月31日。 ●狩猟期間延長なし。				

山形県	<p>(狩猟税等納付先)  現金書留(書類提出先同)又は  口座振込  山形銀行 本店営業部 普通  0661678  一般社団法人 山形県猟友会</p>	<p>(書類提出先)  〒990-0025  山形市あこや町3丁目15番40号  田代ビル内  一般社団法人 山形県猟友会  電話023(624)0382  FAX023(633)8506</p>	<p>(受付期間)  9月20日以降狩猟期間内。   10月22日以降に申請書が到着した  ものについては、初猟日までに  登録証の交付ができない場合が  ある。</p>	<p>(返送料等)  狩猟者登録証及びその  他の物品の送料と  して、520円(レター  パック代)を狩猟税等  と一緒に納付するこ  と。  ただし、一括申請の  場合は、申請数によ  り、登録証を除く物品  は別途料金着払いの  宅配便での送付とな  る。</p>	<p>(内訳書)  様式B</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)  ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。  ●イノシシは、11月15日～3月末日まで狩猟期間延長。  対象地域は、全県。  ●カモ猟は、11月1日～1月31日。</p>				
	<p>(備考)  ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること。</p>				

福島県	<p>(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 口座振込 東邦銀行 渡利支店 普通 106170 一般社団法人 福島県猟友会</p>	<p>(書類提出先) 〒960-8141 福島市渡利字七社宮102-1 一般社団法人 福島県猟友会 電話024(523)0053 FAX024(529)6449</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始。10月16日以降 受付のものは狩猟解禁日(11月15 日)までに登録証の交付が出来な い場合がある。</p>	<p>(返送料等) 返送料不要(料金着 払)</p>	<p>(内訳書) 様式C</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシ(イノブタ含む)は、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考) ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記されている者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする ●都道府県猟友会員以外の者に係る申請方法については福島県自然保護課ホームページ(「福島県自然保護課」で検索)を参照。</p>				

<p>(狩猟税等納付先) 口座振込のみ 第四銀行 白山支店 普通 1103887 一般社団法人 新潟県猟友会</p>	<p>(書類提出先) 〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目48の8 まるえビル4F 一般社団法人 新潟県猟友会 電話025(267)2368 FAX 025(378)0180</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始。10月20日以降 に申請書が到着したものについて は初猟日(11月15日)までに登録 証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 返送料不要(宅急便 着払)</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●狩猟期間延長なし。</p>				
新潟県	<p>(備考) ●要記入ヶ所は全て記入すること。 ●狩猟免状と狩猟者登録申請書の住所が違う場合は受け付けられない。 なお、個人で申請する場合は、書類の不備に備えて電話番号は9:00～17:00の間に連絡の取れる連絡先を記載すること。 ●狩猟者登録申請書に印鑑が押されているか確認すること。 ●狩猟免状は狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会長が原本と相違ない旨証明した狩猟免状の写し(当該登録年度に発行したものに限る。)でないとは受け付けられない。 ●狩猟免状の写しと狩猟事故共済保険契約者証の写しに「原本と相違ないことを証する」日付の記入と証明印を必ず押印すること。 なお、「原本と相違ないことを証する」日付は狩猟事故共済保険契約者証の保険契約日(本証作成日)と同日もしくは同日以降でないとは受け付けられない。 ●登録証送付先に電話番号を記入すること。 ●書類送付時には記載内容の確認と提出先を確認し送付すること。 ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載されている者は、眼鏡等を使用して撮影した写真を添付すること。コンタクトレンズ使用の場合は、狩猟者登録申請書余白にその旨記載すること。</p>			

	<p>(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 口座振込 群馬銀行 県庁支店 普通 155596 一般社団法人 群馬県猟友会</p>	<p>(書類提出先) 〒371-0854 前橋市大渡町一丁目10番7号 群馬県公社総合ビル7階 一般社団法人 群馬県猟友会 電話027(280)6226(代表) FAX027(255)6668</p>	<p>(受付期間) 9月24日から狩猟期間内。10月20 日以降に到着したものについて は、狩猟解禁日(11月15日)まで に登録証の交付ができない場合 がある。</p>	<p>(返送料等) 返送料不要(料金着払) ただし、個人の場合はレ ターパック可(レターパッ クプラスでの返送希望 の場合は520円を、レ ターパックライトでの返 送希望の場合は370円 を狩猟税と共に納入)</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
群馬県	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～2月末日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考) ●狩猟免許の備考欄に眼鏡等使用と記載された者は、眼鏡等を使用して撮影した写真として下さい。コンタクトレンズ使用の場合は、その旨申請書の余白に記載して下さい。写真の1枚は、裏面に氏名、撮影年月日を明記して添付して下さい。 ●申請は登録する免許種別ごとに行なってください。 ●狩猟者登録証の返納は、群馬県森林環境部自然環境課へ送付して下さい。 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁森林環境部自然環境課 電話 027(226)2874</p>				

埼玉県	<p>(狩猟税等納付先) 受取人を指定しない郵便為替とする。(現金書留は受け付けない)</p>	<p>(書類提出先) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県 みどり自然課 野生生物担当 電話 048-830-3154 FAX 048-830-4775</p>	<p>(受付期間) 10月1日(火)から開始する。 なお、11月15日(金)までに交付を希望する場合は、10月31日(木)までに登録申請書を提出すること。</p>	<p>(返送料等) 1 猟友会による申請 ①狩猟者登録証の郵送料520円(レターパック代) ②狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図など(狩猟者登録証は除く)は宅配便による料金着払い  2 個人による申請 520円(レターパック代)</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、一部地域で11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。(2/16～3/15はわな猟のみ)</p>				



千葉県	<p>(狩猟税等納付先) 口座振込のみ(他の方法は一切受け付けない) 千葉銀行 長洲支店 普通 1249967 一般社団法人 千葉県猟友会 理事 伊東新一(イトウ シンイチ)</p>	<p>(書類提出先) 封筒に「狩猟者登録申請書在中」と朱書すること。 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県 環境生活部 自然保護課 狩猟・保護班 電話043(223)2972 FAX043(225)1630</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始する。10月22日以降に届いたものについては11月15日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) (ア)個人申請の場合 狩猟者登録証及びその他の物品の返送料として、520円(レターパック代)を狩猟税等と一緒に振り込む (イ)猟友会等の個人申請以外の場合 狩猟者登録証の返送料として、520円(レターパック代)を狩猟税等と一緒に振り込む。 狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等(登録証除く)は宅配便による料金着払い</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●狩猟期間延長なし。</p>				
	<p>(備考) ●千葉県ではライフル銃の使用は禁止している為、申請書に記載があっても無効とする。 ●免状に「眼鏡使用」の条件が付されている方は、眼鏡をかけた写真を添付すること。また、コンタクトレンズ使用者は、申請書の余白にその旨を記載すること。 ●消せるボールペンによって記入された申請書は受付不可とする。</p>				

東京都	(狩猟税等納付先) 現金書留とする。	(書類提出先) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都 環境局 自然環境部 計画課 鳥獣保護管理担当 電話03(5388)3505 直通 FAX03(5388)1379	(受付期間) 令和元年10月1日以降狩猟期間 内。	(返送料等) (ア)狩猟者登録証の 送料520円(レター パック代)、狩猟者記 章及び鳥獣保護区等 位置図等(登録証除 く)は宅配便による料 金着払い。 (イ)個人の場合 520 円(レターパック代)	(内訳書) 様式は 定めな い。
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカは、一部地域(奥多摩町、青梅市、檜原村)で11月15日～2月末日まで狩猟期間延長。				
	(備考)				

神奈川県	(狩猟税等納付先) 現金書留とする。	(書類提出先・手数料納付先) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ 電話045(210)4319 FAX045(210)8848	(受付期間) 令和元年10月1日から狩猟期間 終了まで。	(返送料等) 不要。宅配便着払と する。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ及びイノシシは、11月15日～2月末日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。				
	(備考) ●狩猟免状の原本を添付した場合は、狩猟者登録証とともに返送する。				

山梨県	<p>(狩猟税等納付先)          下記のいずれかにより納付すること。下記以外の方法(例:現金書留、郵便定額小為替など)による納付は受け付けない。          (1)山梨県の収入証紙を購入し、狩猟税分の証紙は「狩猟税収入証紙納付書」に、狩猟者登録手数料分の証紙は「狩猟者登録申請書」に貼付ける。          (2)山梨県の収入証紙を購入できない場合は口座振込とする。この場合「狩猟税収入証紙納付書」の提出及び「狩猟者登録申請書」への収入証紙の貼付は不要である。          山梨中央銀行 県庁支店 普通 493616          一般社団法人 山梨県猟友会</p>	<p>(書類提出先)          〒400-0031          山梨県甲府市丸の内1丁目5-4          恩賜林記念館一階 みどり自然課分室          電話055(223)1520          FAX055(223)1507</p>	<p>(受付期間)          10月1日から開始する。ただし、10月15日までに書類の提出がない場合は、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等)          不要(宅配便で着払いとするため)。</p>	<p>(内訳書)          様式C</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)          ●狩猟期間は、11月15日から2月15日まで。          ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日から3月15日まで狩猟期間を延長。          対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考)          ●サイズの異なる写真や鮮明でない写真、サングラス等を着用した写真またはデジタルカメラで撮影し印画紙でない用紙に印刷した写真を使用している申請者については受理できない場合があるので、確認のうえ提出すること。          ●狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等は、宅配便で山梨県森林環境部みどり自然課から送付する。          ●狩猟者登録証の返納先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県森林環境部みどり自然課</p>				

<p>(狩猟税等納付先) 口座振込とする(銀行振込以外は受け付けない) 静岡銀行 県庁支店 店番128 普通0212789 一般社団法人 静岡県猟友会 会長 金澤 俊二郎 (カサワ シュンジロウ)</p>	<p>(書類提出先) 〒420-0853 静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル6階 一般社団法人 静岡県猟友会 電話054(253)6427 FAX054(253)6435</p>	<p>(受付期間) 9月25日から開始する。 ただし、10月10日までに到着しなかった申請書や不備のある申請書については、ニホンジカ及びイノシシの初猟日(11月1日)までに登録証を交付できない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 宅配便着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式B</p>
静岡県	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。</p>			
	<p>(備考) ●申請書類は郵送以外受け付けない。 ●申請書は狩猟免許の種別ごとに作成すること。 ●写真はデジタルカメラによる撮影も可とするが、印画紙でない用紙(コピー用紙等)に印刷したものは不可。 ●眼鏡等使用者は眼鏡を掛けた写真を添付すること。コンタクトレンズ使用者は、申請書の余白にその旨を記入すること。 ●第一種銃猟の狩猟者登録をする場合は、申請書の使用猟具欄の該当番号を必ず○で囲むこと。 ●「狩猟者登録申請書送付書」を添付して提出すること。なお、登録証等送付先欄へは確実に受け取ることができる住所を記入すること。 ●猟期終了後の登録証返送先： 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県くらし・環境部環境局自然保護課あて</p>			

石川県	<p>(狩猟税等納付先)</p> <p>口座振込(書類提出先同) 北國銀行 県庁支店 普通 124561 一般社団法人 石川県猟友会 会長 辻森金市</p>	<p>(書類提出先)</p> <p>〒920-0022 金沢市北安江3丁目1番38号 石川県水産会館内 一般社団法人 石川県猟友会 電話・FAX076(264)4215</p>	<p>(受付期間)</p> <p>9月20日(金)から狩猟期間終了までとする。ただし10月10日(木)までに申請書が到着しない場合は、11月1日の初猟日までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等)</p> <p>不要。料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書)</p> <p>様式C</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)</p> <p>●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月31日まで狩猟期間延長。(但し、11/1～11/14及び3/1～3/31の期間は、はこわな猟及び止めさしのための銃の使用に限ります。また、2月16日～2月末の期間は、わな猟及び銃猟の使用に限ります。) 対象地域は、全県。(特例休猟区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域では、イノシシ・ニホンジカに限り狩猟が可能となります。)</p>				

福井県	(狩猟税等納付先) 口座振込または現金書留(書類 提先同)とする。 福井銀行 県庁支店 普通 0056425 一般社団法人 福井県猟友会 会長 齊藤 藤伸	(書類提出先) 封筒に「狩猟者登録」と朱書するこ と。 〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号 福井県職員会館ビル4階 一般社団法人 福井県猟友会 電話 0776(22)7206 FAX 0776(97)8801	(受付期間) 9月17日(火)から開始する。ただ し、10月11日(金)までに申請書が 到着しない場合は11月1日までに 登録証が交付できない場合があ る。	(返送料等) 料金着払いとする。	(内訳書) 様式C
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●二ホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。(但し、銃の使用は、わな猟及び止めさしのみとする) 対象地域は、全県。 ●野生イノシシから豚コレラが発生した地域では狩猟規制を検討中				
	(備考) ●狩猟者登録申請書とあわせて、狩猟税申告書(福井県発行のものまたは同様式のものに限る)を提出すること。				

長野県	(狩猟税等納付先) 口座振込または現金書留(書類 提先同)とする。 八十二銀行 県庁内支店 普通 116885 一般社団法人 長野県猟友会	(書類提出先) 〒 380-8567 長野市大字中御所字岡田30の16 長野県林業センター内 一般社団法人 長野県猟友会 電話026(226)4115 FAX026(225)1350	(受付期間) 9月20日から開始。10月18日ま でに申請書が到着しないときは、初 猟日(11月15日)までに登録証の 交付ができない場合がある。	(返送料等) 不要。料金着払い とする。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●二ホンジカ・イノシシは、2月16日～3月15日まで狩猟期間延長。(わなによる狩猟。但し、狩猟者登録をされている方が「止めさし」に限り銃器を使用することは可能。) 対象地域は、全県。 ●県内での豚コレラ発生に伴い、狩猟対象地域等が変更になる可能性があります。詳細については、随時、県ホームページでお知らせ しますので、以下のURLにてご確認ください。 <a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton_korera.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/ton_korera.html</a>				

岐阜県	(狩猟税等納付先) 口座振込または現金書留(書類提出先同)。 10月26日以降の申請は現金書留に限る。 十六銀行 県庁支店 普通 0337372 一般社団法人 岐阜県猟友会 会長 大野恵章 (オノ ヤスミ)	(書類提出先) 〒500-8366 岐阜市宇佐東町3番18号 一般社団法人 岐阜県猟友会 電話・FAX058(272)8398	(受付期間) 10月1日から狩猟期間終了日までとする。10月6日以降に申請書が到着したものは11月1日までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。	(返送料等) 不要。宅急便着払いとする。 個人の場合、レターパック可(520円を狩猟税等と共に納入)	(内訳書) 様式B
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●平成28年度より、ニホンジカ及びイノシシの狩猟に限り、狩猟期間が11月1日～3月15日となります。 (その他の鳥獣は11月15日～2月15日) ●延長期間中は使用できる猟具に制限があります(下記のとおり。) 11月1日～11月14日: わなはツキノワグマの脱出口付きのものに限る。銃は止めさしでの使用に限る。 2月16日～ 3月15日: わなはツキノワグマの脱出口付きのものに限る。 ●対象地域は、全県。				
	(備考) 昨年度より発生している豚コレラの影響で、今期の狩猟についても、制限される区域を設定する場合があります。狩猟者登録手続きを行う前に、県のHPを見ていただく・県庁環境企画課及び各県事務所環境課に問い合わせさせていただくなど、事前確認をお願いします。				

愛知県	(狩猟税等納付先) 口座振込または現金書留(書類提出先同)。 三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 普通0923497 一般社団法人 愛知県猟友会 会長 佐藤 勝彦(サウカツコ)	(書類提出先) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階 一般社団法人 愛知県猟友会 電話052(962)0828 FAX052(962)0840	(受付期間) 10月1日から狩猟期間内。10月20日以降に申請書が到着したものについては、初猟日(11月15日)までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 不要。宅急便着払いとする。	(内訳書) 様式B
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。(一部地域: 第2種特定鳥獣管理計画区域内のみ)				

	<p>(狩猟税等納付先)  口座振込または現金書留(書類提出先同)。  百五銀行 県庁支店 普通  72557  一般社団法人 三重県猟友会</p>	<p>(書類提出先)  〒514-0003  三重県津市桜橋一丁目104番地  三重県林業会館内  一般社団法人 三重県猟友会  電話059(228)0923  FAX059(228)0988</p>	<p>(受付期間)  9月15日から狩猟期間終了までとする。10月20日以降に到着した申請書については、初猟日までに狩猟者登録証を交付できない場合がある。</p>	<p>(返送料等)  不要。宅配便着払いとする。  個人の場合、レターパック可(520円を狩猟税等と共に納入)</p>	<p>(内訳書)  様式A</p>
<p>三重県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)  ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。  ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。  対象地域は、全県。</p>				



滋賀県	(狩猟税等納付先) 口座振込または現金書留(書類提出先同)。 滋賀銀行県庁支店 普通 190397 一般社団法人 滋賀県猟友会	(書類提出先) 〒520-0801 滋賀県大津市におの浜4丁目1-20 滋賀県林業会館内 一般社団法人 滋賀県猟友会 電話077(525)7304 FAX077(525)7314	(受付期間) 9月17日から開始する。 10月4日までに申請書が到着しない場合は、初猟日(ニホンジカ・イノシシは11月1日、それ以外は11月15日)までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。	(返送料等) 不要。宅配便着払いとする。 個人の場合はレターパック可(520円を狩猟税とともに納入)。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。				

大阪府	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)	(書類提出先) 〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目3-27 大手前建設会館 公益社団法人 大阪府猟友会 電話:06(6941)3113 FAX:06(6941)3723	(受付期間) 10月1日(火)から開始。10月15日(火)以降に申請書が到着したも のについては初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 不要。着払いとする。 個人の場合はレターパック可(520円を狩猟税と共に納入)	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全府。				

<p>(狩猟税等納付先) 口座振込のみ。(他の方法による送金は、一切受け付けない。) 三井住友銀行 神戸営業部 普通8460491 (一社)兵庫県猟友会</p>	<p>(書類提出先) 〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター 一般社団法人 兵庫県猟友会 電話078(361)8127 FAX078(361)8398</p>	<p>(受付期間) 10月1日から。10月20日以降に申請書が到着したものについては11月15日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 不要。宅配便着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式A</p>
<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。 以下、正式決定は8月中旬～下旬 ●ツキノワグマは、11月15日～12月14日。 ツキノワグマの狩猟には県の承認が必要 対象地域は、本州部のみ。</p>				
<p>(備考) ●一般社団法人である都道府県猟友会長が原本と相違ないことを証明した狩猟免状の写し(当該登録年度に発行したものに限る。)又は狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状(当該登録年度に発行したものに限る。)を提出してください。 ※狩猟免状の原本は送付しないでください。 ●登録証の即日発行はできません。発行まで2週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって提出してください。 ●狩猟税を減免等で申請する場合は、神戸県税事務所指定の書式に記入すること。書式については神戸県税へご確認を(TEL078-361-8542 9月9日以降は移転のため 078-647-9139へ)</p>				

兵庫県

奈良県	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 書類提出先窓口での現金納 付。  一般社団法人 奈良県猟友会 会長 中川 徹	(書類提出先) 〒630-8253 奈良市内侍原町6の1 奈良県林業会館内 一般社団法人 奈良県猟友会 電話0742(26)8125 (受付時間:平日9:00~17:00) FAX 0742(26) 8255	(受付期間) 10月1日から開始。10月19日以降 に申請書が到着したものについて は、11月15日(初猟日)までに狩猟 者登録証の交付ができない場合 がある。	(返送料等) 料金着払いとする。	(内訳書) 様式C
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日~翌年2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日~翌年3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。				
	(備考) ●申請書及び当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者 (農林水産業に従事している者を除く。)以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者の証明書等用紙は、奈良県 発行のもの及び同様式とします。詳細については奈良県猟友会にお問い合わせ下さい。 ●網猟およびわな猟登録申請者は、奈良県猟友会作成の名札(1枚110円)を併せて購入できます。				

和歌山県	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)また は 口座振込。 紀陽銀行 湊支店 普通 621526 一般社団法人 和歌山県猟友 会	(書類提出先) 〒640-8281 和歌山市湊通丁南4丁目18 和歌山県林業会館内 一般社団法人 和歌山県猟友会 電話・FAX073(436)0676	(受付期間) 9月16日から開始する。 10月7日までに申請書が到着しな いときは初猟日までに登録証の交 付ができないことがある。	(返送料等) 着払いとする。 ただし、個人の場合 はレターパックでの 発送も可能。レター パックでの発送を希 望する場合は、狩猟 税と共に520円の納	(内訳書) 様式B
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間:11月15日~2月15日。 ただし、ニホンジカとイノシシについては狩猟期間を11月1日~3月15日に延長。 対象地域は、全県。				
	(備考) ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者で眼鏡を使用する者は、眼鏡を着用して撮影した写真とすること。				

鳥取県	<p>(狩猟税等納付先)</p> <p>●口座振込のみとする。          ※現金書留などによる納付は受け付けない。          ※振込終了後5日以内に銀行振込依頼書の写しをFAXで送付するか提出書類に同封する。</p> <p>【口座情報】          山陰合同銀行 鳥取県庁支店          普通 3619187          名義 緑豊かな自然課 出納員 田中新一郎</p> <p>●ただし、鳥取県収入証紙を購入できる者は提出書類に同封する。</p>	<p>(書類提出先)</p> <p>〒680-8570          鳥取市東町1丁目220番地          鳥取県生活環境部緑豊かな自然課          自然環境保全担当          電話0857(26)7872          FAX0857(26)7561          メールアドレス          midori-shizen@pref.tottori.lg.jp</p> <p>(9月1日以降に登録証用紙、納税付書用紙をFAX,メールにより請求して下さい。請求者は郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載)</p>	<p>(受付期間)</p> <p>9月15日から開始、登録証交付は10月15日以降受付順に郵送する。10月11日までに書類が提出されない場合は、10月末日までに登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等)</p> <p>不要。料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書)</p> <p>様式A</p>
<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)</p> <p>●狩猟期間は、11月15日～2月15日。          ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～2月末日まで狩猟期間延長。          対象地域は、全県。</p>					

島根県	<p>(狩猟税等納付先)</p> <p>●口座振り込みのみとする。 山陰合同銀行 北支店 普通 3759457 一般社団法人 島根県猟友会</p>	<p>(書類提出先)</p> <p>●〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館4階 一般社団法人 島根県猟友会事務局 電話0852(22)4129 FAX0852(61)4129</p>	<p>(受付期間)</p> <p>9月17日から開始する。 10月15日までに申請書が到着しないときは、11月1日までに登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等)</p> <p>料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書)</p> <p>様式C</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)</p> <p>●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～2月末日まで狩猟期間延長。 対象地域は、県全域(但し、隠岐島を除く区域に限る)。</p>				
	<p>(備考)</p> <p>●狩猟免状の備考欄に眼鏡使用と記載された者の場合は、眼鏡を使用して撮影した写真とする。 ●申請書等提出書類については、各都道府県猟友会事務局より入手する。</p>				

岡山県	<p>(狩猟税等納付先)  <u>口座振込のみ(他の方法による送金は、一切受け付けない)。</u>          中国銀行 県庁支店 普通          802662          一般社団法人 岡山県猟友会          会長 中村伸一(ナカムラシイチ)</p>	<p>(書類提出先)          封筒に狩猟者登録申請書在中と朱書する。          〒700-8570          岡山市北区内山下2丁目4-6          岡山県庁 農林水産部 農村振興課          鳥獣害対策室          電話086(226)7439          FAX086(224)1109</p>	<p>(受付期間)          10月1日(火)から開始する。10月21日(月)までに申請書が到着しないときは初猟日(11月15日)までに登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等)          ○一括申請の場合          狩猟者登録証の送料520円(レターパック代)を狩猟税と共に納入。          なお、レターパックに入りきらない場合は、狩猟者記章及び鳥獣保護等位置図等(ただし、狩猟者登録証を除く)は、宅配便による料金着払いとする。           ○個人申請の場合          520円(レターパック代)</p>	<p>(内訳書)          様式A</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)          ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。          ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。対象地域は、全県。          ※当該獣種の狩猟期間延長については、第二種特定鳥獣管理計画で定めてあり、当該計画の期末(平成34年3月31日)までは、同様である。</p>				
	<p>(備考)          ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。          ●狩猟者登録申請書及び狩猟税納付書の用紙は岡山県のホームページからダウンロードできます。</p>				

広島県	(狩猟税等納付先) 下記口座へ振込。(現金書留は受付ない) 広島銀行 県庁支店 普通 1064240 一般社団法人 広島県猟友会 会長 國武 訓扶衛(クニタケ ノブエ)	(書類提出先) 〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県環境県民局 自然環境課 電話082(513)2933 FAX082(227)-2549	(受付期間) 10月1日から開始する。10月20日までに申請書が到着しなかった場合は、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。	(返送料等) 不要。料金着払いとする。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～2月末日まで狩猟期間延長。 対象地域は、イノシシは県内全域。ニホンジカは島しょ部を除いた区域。				
	(備考) ●眼鏡使用者は、眼鏡を使用した写真とする。 ●登録申請書及び狩猟税申告書の用紙は広島県ホームページからダウンロード可能。 ●平成23年度から放鳥獣猟区、猟区の設定はないので注意すること。				

山口県	(狩猟税等納付先) 受取人を指定しない郵便為替。 (書類提出先同)	(書類提出先) 〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁 環境生活部 自然保護課 自然・野生生物保護班 電話083(933)3050 FAX083(933)3069	(受付期間) 10月1日から開始する。10月20日以降に申請書が到着したものについては初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 不要。料金着払いとする。	(内訳書) 様式B
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月31日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。				
	(備考) ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。 ●狩猟免状の提示は、申請者本人が持参して提示される場合に限ります。(この場合、狩猟免状は返却します。 ●登録申請書及び狩猟税申告書は山口県ホームページからダウンロード可能。				

徳島県	<p>(狩猟税等納付先) 口座振込 阿波銀行 かしどき橋支店 普通 1081767 一般社団法人 徳島県猟友会 会長 久川治二郎(ヒサカワハルジロウ)</p>	<p>(書類提出先) 〒770-0933 徳島市南仲之町4丁目18番地 一般社団法人徳島県猟友会 電話088(623)1617 FAX088(623)1618</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始する。10月19日までに申請書が到着しないときは、初猟日までに登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 不要。料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式C</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●平成30年度は、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間を1カ月と16日延長し、3月31日までとしている。 対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考) ●狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者については、眼鏡等を使用した写真を提出すること。</p>				

香川県	<p>(狩猟税等納付先) 口座振込のみ(他の方法による送金は一切受け付けない) 百十四銀行 県庁支店 普通 57202 一般社団法人 香川県猟友会 会長 野崎 正博(ノサキ マサヒロ)</p>	<p>(書類提出先) 〒760-0008 高松市中野町23-2 香川県森林組合連合会館2階 一般社団法人 香川県猟友会 電話・FAX087(831)6920</p>	<p>(受付期間) 10月1日から狩猟期間内。10月25日までに書類が提出されない場合、初猟日までに登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等) 不要。料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式A</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●香川県では、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間を1か月延長し、3月15日までとしている。 対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考)</p>				



愛媛県	(狩猟税等納付先) 口座振込のみ(他の方法による送金は一切受け付けない) 伊予銀行 愛媛県庁支店 普通 1236679 一般社団法人 愛媛県猟友会 会長 安藤勝俊	(書類提出先) 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 愛媛県 県民環境部 環境局 自然保護課 生物多様性係 電話089(912)2368 FAX089(912)2354	(受付期間) 9月20日から狩猟期間内。10月18日以降に申請書が到着したものについては初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。	(返送料等) 不要。料金着払いとする。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●愛媛県では、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間を、県内全域で「11月1日から翌年3月15日まで」延長している。				
	(備考) ●狩猟者登録申請書と併せて、狩猟税申告書(愛媛県が定める様式のものに限る)を提出すること。 ●令和元年度から、書類提出先が(一社)愛媛県猟友会から愛媛県庁に変更となる。 ●令和元年度から、狩猟者登録申請書と狩猟税申告書の様式が変更されている。				

高知県	(狩猟税等納付先) 口座振込のみ(他の方法による送金は一切受け付けない) 高知信用金庫 上街(カミマチ)支店 普通0114742 一般社団法人 高知県猟友会 代表理事 高橋 徹(幼ハシトル)	(書類提出先) 〒780-0901 高知市上町2丁目7-2 一般社団法人 高知県猟友会 電話088(856)6641 FAX088(856)6642	(受付期間) 10月1日から開始する。10月21日までに申請書等が到着しなかった者あるいは申請書に不備のあった者については初猟日(11月15日)までに狩猟者登録証の交付ができないことがある。	(返送料等) 不要。料金着払いとする。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月31日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。				

	<p>(狩猟税等納付先)  口座振込とする。(現金書留による送金は受け付けない)  西日本シティ銀行 天神支店  普通 1939271  一般社団法人 福岡県猟友会  会長 不老 安正</p>	<p>(書類提出先)  〒812-0013  福岡市博多区博多駅東2-8-22  第1よしみビル206号  一般社団法人 福岡県猟友会  電話092(436)3351  FAX092(436)3352</p>	<p>(受付期間)  9月15日から狩猟期間終了まで。  10月5日までに申請書が到着しないときは初猟日までに登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等)  返送料は、宅配便で着払いとする。</p>	<p>(内訳書)  様式A</p>
<p>福岡県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)  ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。  ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。対象地域は、全県。  ●イノシシは、10月15日～4月15日まで狩猟期間延長(はこわな使用及び止め刺しのための銃器使用。当該はこわなにニホンジカが捕獲された場合は同様の扱い)。対象地域は、全県。</p>				
	<p>(備考)  ●「イノシシの捕獲を目的としたはこわなの使用及び当該はこわなで捕獲されたシカ」及び「当該はこわなに掛ったイノシシ及びシカを止めさしをするための銃器の使用」に限っては、狩猟期間が10月15日から始まることから9月30日までに申請書が到着しないときは初猟日までに登録証の交付ができないときがある。</p>				

佐賀県	<p>(狩猟税等納付先) 口座振込のみ。 佐賀共栄銀行 佐大通り支店 普通 1027595 一般社団法人 佐賀県猟友会 代表理事 石丸 博</p>	<p>(書類提出先) 〒840-0027 佐賀市本庄町本庄278-4 森林会館 一般社団法人 佐賀県猟友会 電話0952(26)6543 FAX0952(26)6543</p>	<p>(受付期間) 9月24日から開始。10月11日以降に到着したものについては、初猟日までに登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 料金着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式A</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●イノシシの狩猟期間は、11月1日～3月31日。 (※ただし、11月1日～11月14日、3月16日～3月31日の期間は、はこわなの猟法のみで銃器を使用できるのは止めさしのために限る。) ●対象地域は全県。</p>				

長崎県	<p>(狩猟税等納付先) 口座振込とする。 親和銀行 大波止支店 普通 0129313 一般社団法人 長崎県猟友会 代表理事 杉谷 和彦</p>	<p>(書類提出先) 〒850-0034 長崎市樺島町9-13-302 一般社団法人 長崎県猟友会 電話095(822)7213 FAX095(895)8331</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始する。10月15日までに申請書が到着しないときは、11月15日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。</p>	<p>(返送料等) 宅配便着払いとする。</p>	<p>(内訳書) 様式A</p>
	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ・イノシシは、11月15日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象地域は、全県。</p>				

	<p>(狩猟税等納付先)  口座振込とする。  肥後銀行 水道町支店 普通  1078945  一般社団法人 熊本県猟友会  会長 上野 誠実(ウエノ セイジツ)</p>	<p>(書類提出先)  〒862-0912  熊本県熊本市東区錦ヶ丘5-27  一般社団法人 熊本県猟友会  電話096(365)6661  FAX096(365)6663</p>	<p>(受付期間)  9月15日から開始する。9月29日までに申請書が到着しないときは、初猟日までに登録証の交付ができないことがある。</p>	<p>(返送料等)  狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図の送付は宅配便にて料金着払いとします。</p>	<p>(内訳書)  様式C</p>
<p>熊本県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)  ● 狩猟期間は、11月15日～2月15日。  ● ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。  対象地域は、全県。</p>				
<p>(備考)  ● 個人で熊本県へ直接申請する場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課(096-333-2275(ダイヤルイン))へ連絡すること。  ● 狩猟者登録申請書と併せて、狩猟税申告書(熊本県が定める様式のものに限る)を提出すること。  ● 網猟又はわな猟登録申請者は、熊本県猟友会作成の名札(1枚100円)を併せて購入すること。</p>					

	<p>(狩猟税等納付先)  口座振込のみ。  大分銀行 県庁内支店  普通 5086545  一般社団法人 大分県猟友会</p>	<p>(書類提出先)  ※封筒に「狩猟者登録申請書在中」と朱書する)  〒870-0025  大分市顕徳町2丁目6番13号  一般社団法人 大分県猟友会  電話・FAX097(532)4543</p>	<p>(受付期間)  9月15日から開始する。10月15日以降に到着した申請書については、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができないことがあります。</p>	<p>(返送料等)  書類の返送料はすべて宅急便による着払いとします。</p>	<p>(内訳書)  様式A</p>
<p>大分県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等)  ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。  ●ニホンジカ・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。(1日の捕獲制限なし)  対象地域は、全県。</p>				
<p>(備考)  ●狩猟者登録証の郵送は10月15日以降に開始する。  ●手続等に時間を要するため、原則として登録証の当日交付は行わない。  ●申請手続はできるだけ個人扱いを避け、都道府県猟友会で一括申請すること。(一括申請の場合は別紙様式の送付書を添付すること。)  ●網猟、わな猟登録申請者は、大分県猟友会作成の名札(1枚100円)を併せて購入すること。なお、購入枚数は1人30枚までとする。  ●大分県では平成19年度からイノシシ、シカに限り狩猟期間を延長し、11月1日から翌年の3月15日までとしています。  ●猟期終了後、登録証等を返送する際は、「狩猟者登録申請書送付明細書」の控えに確認印押印または署名したものを同封すること。</p>					

宮 崎 県	(狩猟税等納付先) 口座振込のみとする。 宮崎銀行 県庁支店 普通 4493 一般社団法人 宮崎県猟友会 会長 渡部昂一(ワタベ コウイチ)	(書類提出先) 〒880-0805 宮崎市橋通東1-11-1 林業会館3 階 一般社団法人宮崎県猟友会 電話0985(24)6603 FAX0985(34)9229	(受付期間) 9月13日から開始する。10月4日ま でに申請書が到着しない場合は、 初猟日までに狩猟者登録証の交 付ができないことがある。	(返送料等) 狩猟者登録証の返送 については、料金着 払いとする。	(内訳書) 様式A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●宮崎県では、イノシシ、シカ(延長区域内に限る。)に限り狩猟期間を延長し、11月1日から翌年の3月15日までとしています。				
	(備考) ●狩猟者登録申請書と併せて、狩猟税申告書(宮崎県が定める様式のものに限る。)を提出すること。 ●網猟又はわな猟登録申請者は、宮崎県猟友会作成の名札(1枚100円)を併せて購入すること。				

鹿 児 島 県	(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)又は 口座振込。 鹿児島銀行 県庁支店 普通 658506	(書類提出先) 〒892-0816 鹿児島市山下町9番15号 鹿児島県林業会館2階 一般社団法人 鹿児島県猟友会	(受付期間) 9月17日から開始する。10月9日以 降に書類が到着したものについて は、初猟日までに狩猟者登録証 の交付ができない場合がありま	(返送料等) 不要(狩猟者登録 証、狩猟者記章及び 狩猟者必携の送付は 料金着払いで返送し	(内訳書) 様式 A
	(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●ニホンジカ(ヤクシカ含む)・イノシシは、11月1日～3月15日まで狩猟期間延長。 対象は、一部地域のみ。				
	(備考) ●狩猟免許は提出に代えて提示(申請者、申請者の代理人が持参して提示する場合に限る。狩猟免許は返却します。)も可能。 ●狩猟免許の備考に狩猟免許に係る注意事項として眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。				

	<p>(狩猟税等納付先) 現金書留(書類提出先同)</p>	<p>(書類提出先) 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 「沖縄県庁内 郵便局書留置」 一般社団法人 沖縄県猟友会 電話・FAX098(869)0305</p>	<p>(受付期間) 10月1日から開始する。 10月16日までに申請書が到着し ないものについては、初猟日まで に狩猟者登録証の交付が可能な い場合がある。</p>	<p>(返送料等) 狩猟者登録証等の送 料1件につき520円 (レターパック代)を狩 猟税と納入。</p>	<p>(内訳書) 様式A</p>
<p>沖縄県</p>	<p>(狩猟期間/延長/対象地域等) ●狩猟期間は、11月15日～2月15日。 ●狩猟期間延長なし。</p>				
<p>(備考) ●網猟、わな猟登録申請者は、沖縄県猟友会作成の名札及びシール(1枚セット100円)を併せて購入できます。 ●個人で沖縄県へ直接申請する場合は、沖縄県環境部 自然保護課(098-866-2243)へ連絡すること。</p>					